議員提出議案第１号

令和８年１２月１日

阿見町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

阿見町議会議長　久保谷　実　殿

提出者　阿見町議会議員　野　口　雅　弘
賛成者　〃　紙　井　和　美
〃　栗　田　敏　昌
〃　武　井　浩
〃　前　田　一　輝

（提案理由）

本案は、この条例が準拠する「個人情報の保護に関する法律」が改正されたことに対応し、地方自治法に基づき普通地方公共団体が設けることができる罰則規定の範囲内において、当該条例に定める罰則の対象範囲及び刑の重さを改正後の「個人情報の保護に関する法律」に準拠するものに改めるため、所要の改正を行うものです。

阿見町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

阿見町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年阿見町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第55条中「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に、「1年」を「2年」に、「50万円」を「100万円」に改める。

第58条中「第25条第1項の決定」を「開示決定」に改める。

附　則

この条例は、令和9年1月17日から施行する。

阿見町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
第55条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を**図る**目的で提供し、又は盗用したときは、**1年**以下の拘禁刑又は**50万円**以下の罰金に処する。 第58条　偽りその他不正の手段により、**第25条第1項の決定**に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。	第55条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を**図り、若しくは本人その他の者に損害を加える**目的で提供し、又は盗用したときは、**2年**以下の拘禁刑又は**100万円**以下の罰金に処する。 第58条　偽りその他不正の手段により、**開示決定**に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。	